第4章 事業計画に反映した環境配慮の内容

現時点において事業計画に反映した、もしくは今後反映することを計画している環境 配慮の内容は**表 4.1.1** に示すとおりである。

表 4.1.1(1) 事業計画に反映した環境配慮の内容

	選定の	環境配慮の内容		
環境配慮項目及び環境配慮事項	有無	(選定しない場合はその理由)		
1 周辺との調和				
1-1 周辺土地利用との調和				
地域の環境計画の方針・目標等との 整合を図ること。		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称) の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
登古を囚ること。	有	計画へリポートが環境基準の達成に与える		
	/H	影響を最小限に抑えることで、地域の環境		
		計画の方針・目標等との整合に努める。		
事業の規模・形状及び施設の配置・		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
構造等の検討にあたっては、周辺地		の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
域の環境や土地利用との調和を図	有	計画へリポートが周辺の土地利用との調和		
り、環境への影響の回避又は低減に	, ,	に及ぼす影響を最小限に抑えることで、環		
一努めること。		境への影響の回避又は低減に努める。		
事業計画地の下流域及び周辺地域に		本事業は、地下水に影響を及ぼす行為を行		
おいて、地下水利用等がある場合は、	fur	わないことから、選定しない。		
これらの利水への影響の回避又は低	無			
減に努めること。				
1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正	1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化			
土地の改変や樹林の伐採等を行う場		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
合には、その改変区域の位置・規模・	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
形状の選定にあたって環境への影響	////	土地の改変や樹林の伐採等を行わないため、		
の回避又は低減に努めること。		選定しない。		
事業計画地内での土工量バランスに		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
配慮するよう努めること。	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
		土工を伴わないため、選定しない。		
2 循環	2 循環			
2-1 資源循環				
循環資源のリユース・リサイクルに		施設の供用時・建設工事中共に、本事業か		
努めること。また、残土の有効利用	有	ら発生する廃棄物を最小限に抑えることで、		
に努めること。		可能な限り発生量の抑制・再利用に努める。		

表 4.1.1(2) 事業計画に反映した環境配慮の内容

衣 4.1.1 (Z) 争未計画に及吹した環境能態の内容 			
理控制度項目及7%理控制度事項	選定の	環境配慮の内容	
環境配慮項目及び環境配慮事項	有無	(選定しない場合はその理由)	
2-2 水循環			
雨水の地下浸透システムの導入、保		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
水機能に配慮した土地利用を図るな	4mr.	の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
ど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能	無	雨水の地下浸透等を行なうことができない	
力の保全・回復に努めること。		ため、選定しない。	
3 生活環境			
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音	f、振動、 ¹	低周波音、悪臭	
自動車交通による環境影響を低減す		本事業の運用目的は自然災害時等の調査及	
るため、供用時における道路、鉄道	/mr.	び情報収集活動を主としており、これに伴	
等の交通網を考慮して、適切な交通	無	う新たな交通はほとんど発生しないため、	
アクセスを確保するよう努めること。		選定しない。	
公共交通機関の利用促進、物流の効		本事業の運用目的は自然災害時等の調査及	
率化などにより、施設供用時に発生	無	び情報収集活動を主としており、これに伴	
する自動車交通量の抑制に努めるこ	////	う新たな交通はほとんど発生しないため、	
と。		選定しない。	
施設の規模、配置及び構造の検討に		航空機の運航に伴い、メインローターの回	
あたっては、大気汚染、水質汚濁、		転やエンジンにより騒音、低周波音による	
騒音、振動、悪臭、有害化学物質等		影響が考えられるため、運航時間は原則と	
による環境影響の回避又は低減に努	有	して日出から日没までとするほか、ヘリコ	
めること。		プターの停留時間の短縮に努めるなど、周	
		辺環境へ及ぼす影響を可能な限り低減する	
		よう配慮する。	
工事計画の策定にあたっては、周辺		本事業は工事の規模が小さく、工事の期間	
環境への影響の少ない工法の採用、		も短いが、建設機械の稼働や工事関連車両	
低公害型機械の使用、散水の実施等	 有	が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減	
により、大気汚染、騒音、振動、粉	713	するよう配慮する。	
じん、濁水等による環境影響の回避			
又は低減に努めること。			
3-2 地盤沈下			
地下水位の低下や地盤の変形が生じ		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
ないよう配慮するなど、地盤沈下の	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
防止に努めること。		地盤沈下への影響はないため、選定しない。	
3-3 土壌			
土壌汚染の発生及び拡散防止に努め		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
ること。	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
		土壌汚染への影響はないため、選定しない。	

表 4.1.1(3) 事業計画に反映した環境配慮の内容

水 4.1.1 (0) 事	選定の環境配慮の内容		
環境配慮項目及び環境配慮事項			
	有無	(選定しない場合はその理由)	
3-4 日照阻害、電波障害			
建物・構造物の配置・形状の検討に		航空機の運航に伴い電波の受信状況に影響	
あたっては、日照阻害、電波障害に		を及ぼす可能性があるものの、ヘリコプタ	
関する周辺環境への影響の回避又は		一は固定翼機と比較して小さく、また、丸	
低減に努めること。		みを帯びた形状であることから反射波は拡	
		散し弱くなり影響は少ないと考えられる。	
	無	また、周辺の土地利用からみて長時間日陰	
		の及ぶ範囲に住居等が存在しないこと、大	
		阪第6地方合同庁舎(仮称)(アンテナを含	
		めた高さ地上約 100m) の建設に伴い、電波	
		障害に関する必要な措置が講じられている	
		ことから、選定しない。	
3-5 都市景観	1		
建物・構造物の配置・デザイン・色		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
彩等については、周辺景観との調和		の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
や地域性に配慮した工夫を施すとと	 有	奇抜な色彩を避け周辺と調和するよう配慮	
もに、必要に応じて植栽等で修景す	. [1]	する。	
ることにより、良好な都市景観の形			
成に努めること。			
3-6 ヒートアイランド			
人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
の推進、水の活用に努めるとともに、	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
施設供用時における効果的な取組に	<u> </u>	ヒートアイランドへの影響は小さいものと	
ついても検討すること。		考えられるため、選定しない。	
一体的なオープンスペースを確保す		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
るなど海風の誘導に配慮すること。		の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
また、市街地での適度な通風の確保	無	風通しへの影響は小さいものと考えられる	
のために、細やかな風通しへの配慮		ため、選定しない。	
に努めること。			
4 自然環境			
4-1 地象、水象	T		
土地の改変にあたっては、事業計画		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
地及びその周辺における地形、地質、		の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
土質、河川の水量・水位、海域の潮	無	地象・水象への影響はないため、選定しな	
流・波浪への影響の回避又は低減に		V' _o	
努めること。			
地下構造物の建設や地下水採取にあ		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)	
たっては、地下水脈への影響の回避	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、	
又は低減に努めること。		地下水への影響はないため、選定しない。	

表 4.1.1(4) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の	環境配慮の内容
	有無	(選定しない場合はその理由)
4-2 動物、植物、生態系		
土地利用や施設配置の検討にあたっては、動物、植物の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。また、動植物の重要な生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	無	本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上にヘリポートを設置するものであり、動物、植物の生息・生育環境への影響は小さいと考えられるため、選定しない。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保 全に努めること。 緑地等の保全にあたっては、事業計 画地周辺の良好な環境との連続性に 配慮するとともに、まとまりのある 面積の確保に努めること。また、緑 地帯における植栽樹種の選定にあた っては、自然植生に配慮すること。	無	本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上にヘリポートを設置するものであり、緑地や水辺への影響はないため、選定しない。
土地利用や施設の検討にあたっては、 生物多様性の拠点となるべき自然環 境の整備に配慮し、普及啓発活動に も努めること。	無	本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上にヘリポートを設置するものであり、自然環境の整備は行われないため、選定しない。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	無	本事業は工事の規模が小さく、工事の期間 も短いため、工事による影響は軽微なもの と考えられる。そのため選定しない。
4-3 自然景観	T	
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、 良好な自然環境の保全に努めること。	無	本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上にヘリポートを設置するものであり、自然景観への影響はないため、選定しない。
4-4 自然とのふれあい活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。	無	本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称) の屋上にヘリポートを設置するものであり、 自然とのふれあい活動への影響は小さいと 考えられるため、選定しない。

表 4.1.1(5) 事業計画に反映した環境配慮の内容

	1			
環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の	環境配慮の内容		
	有無	(選定しない場合はその理由)		
5 歴史的・文化的環境				
5-1 歴史的・文化的景観				
建物・構造物の配置・デザイン・色		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
彩等については、周辺の伝統的景観		の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
との調和に配慮し、必要に応じて植	無	伝統的景観に与える影響は小さいと考えら		
裁等で修景することにより、歴史的・		れるため、選定しない。		
文化的景観の保全に努めること。				
5-2 文化財				
土地の改変や建物・構造物の設置に		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
あたっては、文化財の保全に努める	無	の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
こと。		文化財への影響はないため、選定しない。		
6 環境負荷				
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質				
省エネルギー型機器、コージェネレ		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
ーションシステム、余熱利用、地域		の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
冷暖房の採用などエネルギーの効率		エネルギーの消費はわずかであるが、航空		
的な利用や、太陽光など再生可能工	有	機(ヘリコプター)の運航に伴い消費する		
ネルギーの利用に努めること。また、		航空機燃料の削減のため、ヘリコプターの		
温室効果ガス及びオゾン層破壊物質		停留時間の短縮に努める。		
の排出抑制に努めること。				
地域やビルのエネルギー消費を一元		本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)		
的に管理すること等により、エネル		の屋上にヘリポートを設置するものであり、		
ギーの使用の合理化に努めること。	無	エネルギーの一元管理などエネルギー使用		
		の合理化を行うことができないため、選定		
		しない。		
6-2 廃棄物、残土				
事業活動により生じる廃棄物の発生		本事業は、施設の供用時・建設工事中共に		
抑制とともに、長期使用が可能な資	有	廃棄物の発生はほとんどないと考えられ、		
材の使用に努めること。また、残土	1	残土も発生しないが、可能な限り発生量の		
の発生抑制に努めること。		抑制・減量に努める。		

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響要因

本事業の内容、ヘリコプターの飛行ルート、飛行高度及び周辺の土地利用の状況等を勘案して、事業の実施が周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれのある要因(環境影響要因)を表 5.1.1 のとおり抽出した。

環境影響要因としては、施設の存在、施設の利用、建設工事中のそれぞれが考えられる。本事業は現在工事中の大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上に新たにヘリポートを設置するものであり、工事の規模は小さく工事の期間も短いことから、建設工事に関しては周辺への影響は小さいと考えられる。

また、計画へリポートは地上約76mの高さに設置されるが、日照阻害については、周辺の土地利用からみて長時間日陰の及ぶ範囲に住居等が存在しない。同時に電波障害については、大阪第6地方合同庁舎(仮称)(アンテナを含めた高さ地上約100m)の建設に伴い必要な措置が講じられている。以上のことから、施設の存在に関しては周辺への影響は小さいと考えられる。

施設の利用に関しては、計画ヘリポートには駐機等の施設は設置しないことから、航空機(ヘリコプター)の運航以外は環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことから、環境影響要因としては「航空機の運航」を選定した。

 区 分
 環境影響要因の内容

 施設の利用
 航空機 (ヘリコプター) の運航

表 5.1.1 環境影響要因の抽出

5.2 環境影響評価項目

本事業の環境影響評価において、調査・予測・評価を実施する環境影響評価項目の選定にあたっては、表 5.1.1 に示した環境影響要因並びに「環境影響評価技術指針」(大阪市、平成 11 年 4 月) に示されている「環境影響評価項目選定の基本的な考え方」を参考に表 5.2.1 に示すとおり選定した。

表 5.2.1(1) 環境影響評価項目の選定

		10.7	2.1 (1) 境境影音計画項目の選定
環境	竟影響要因	施設の利用	
環境景		航空機の	選定理由等
評価項	目	運航	
			航空機の運航に伴い大気汚染物質が排出されるが、ヘリコプタ
J -	大気質		一の離着陸回数は最大で年間200回程度であり、大気質への影響がある。
	.,.,,		響は小さいと考えられる。そのため、環境影響評価項目として
			選定しない。
水質	質・底質		本事業には水質・底質に影響を及ぼす行為要因はないため、環
			境影響評価項目として選定しない。
ŧ	也下水		本事業には地下水に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響が展現した。不過常しない。
			響評価項目として選定しない。 本事業には土壌に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響
	土壌		平事業には工場に影響を及ばり11局安因はないため、環境影響 評価項目として選定しない。
			航空機の運航に伴い、メインローター、エンジン等から発生す
騒音	航空機	\circ	る騒音が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、環
75. 口	騒音		境影響評価項目として選定する。
			工事の規模が小さく、工事の期間も短いことから工事中の振動
	1 □ = 1.		による環境への影響は小さいと考えられる。また、航空機の運
	振動		航に伴う振動は発生しない。そのため、環境影響評価項目とし
			て選定しない。
/式. [王]	はなる		航空機の運航に伴い、メインローターの回転により発生する低
低周 波音	航空機の 低周波音	\circ	周波音が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、環
仮百	似同次百		境影響評価項目として選定する。
+1/1	盤沈下		本事業には地盤沈下に影響を及ぼす行為要因はないため、環境
713	盆化!		影響評価項目として選定しない。
	悪臭		本事業には悪臭が問題となる行為要因はないため、環境影響評
			価項目として選定しない。
			施設の存在に伴う日影の影響が考えられるが、周辺の土地利用
日	照阻害		からみて、長時間日影の及ぶ範囲に住居等は存在しないことな
			どから環境への影響は小さいと考えられる。そのため、環境影響が展現した。
			│響評価項目として選定しない。 │航空機の運航に伴い、電波の受信状況に影響を及ぼす可能性が
			加空機の運航に住い、电板の気信が优に影響を及ばり可能性が あるものの、ヘリコプターは固定翼機と比較して小さく、また、
			丸みを帯びた形状であることから反射波は拡散し弱くなり影響
雷	波障害		は少ないと考えられる。また、施設の存在に伴う電波障害の影
			響が考えられるが、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の建設に伴
			い必要な措置が講じられていることから影響は少ないと考えら
			れる。そのため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の供用・建設工事中共に廃棄物の発生はほとんどなく、残
廃棄	物・残土		土も発生しないため、環境への影響は小さいと考えられる。そ
			のため、環境影響評価項目として選定しない。
			航空機の運航に伴い温室効果ガス等が排出されるが、ヘリコプ
++11	球環境		ターの離着陸回数は最大で年間200回程度であり、影響は少な
, PE	~~^^\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		いと考えられる。そのため、環境影響評価項目として選定しな
	<i>⊢ </i>		
	気象		本事業には気象に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響
(風音	害を含む)		評価項目として選定しない。
	地象		本事業には地象に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響
			評価項目として選定しない。 本事業には水象に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響
	水象		本事業には水家に影響を及ばす行為要因はないため、環境影響 評価項目として選定しない。
			評価項目として選定しない。 ヘリコプターの飛行ルート周辺の大阪城公園において鳥類等の
			生息が確認されているが、ヘリコプターの離着陸回数は最大で
	動物		年間200回程度であり、動物への影響は少ないと考えられる。
			そのため、環境影響評価項目として選定しない。
L		l	

表 5.2.1(2) 環境影響評価項目の選定

環境影響要因	施設の利用	
環境影響評価項目	航空機の 運航	選定理由等
植物		本事業には植物に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響 評価項目として選定しない。
生態系		航空機の運航による動物・植物への影響から推定すると生態系 への影響は少ないと考えられる。そのため、環境影響評価項目 として選定しない。
景観		計画へリポートは、現在建設工事中の大阪第6地方合同庁舎(仮称)の屋上に設置するものであり、その規模からみて景観への影響は小さいと考えられる。そのため、環境影響評価項目として選定しない。
自然との ふれあい活動の 場		ヘリコプターの飛行ルート周辺には、公園等のリクリエーション施設が存在するが、ヘリコプターの離着陸回数は最大で年間200回程度であり、自然とのふれあい活動の場への影響は少ないと考えられる。そのため、環境影響評価項目として選定しない。
文化財		本事業には文化財に影響を及ぼす行為要因はないため、環境影響評価項目として選定しない。

注)表中の「○」は本事業による影響が考えられるため環境影響評価項目として選定した。

5.3 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価項目として抽出した騒音及び低周波音の影響が及ぼす範囲、並びに「環境影響評価技術指針」(大阪市、平成11年4月)に示されている「環境影響評価を実施する地域の決定にあたって留意事項」を参考に、環境影響評価を実施する区域は、大阪市中央区及びその周辺地域とした。

5.4 調査、予測及び評価の手法

5.4.1 騒音

(1) 調査

調査は本事業の事業計画地周辺の状況を把握するため、大阪市及び大阪府の既存測定資料の収集・整理を行うとともに、環境騒音の現地調査を実施する。併せて、ヘリコプター騒音の予測を行うための基礎資料を収集することを目的として、事業計画地上空でヘリコプターの試験飛行を行い、飛行時の騒音の現地調査を行う。現地調査の計画は以下のとおりである。

(a) 調査地点

計画へリポートにおけるヘリコプターの運行に伴う騒音は、飛行ルート周辺の生活空間でも特に高層部における影響が下層部より大きいと考えられる。また、ヘリコプターの離着陸飛行ルートは、北側及び東側から計画ヘリポートに進入又は出発する計画であり、騒音の影響が大きいのは、事業計画地付近及び北側、東側の飛行ルート直下周辺と考えられる。

これらのことから、調査地点は事業計画地周辺の主要な居住施設、学校、病院、中高層建築物等の立地状況、騒音の発生状況、並びにヘリコプターの離着陸飛行ルートを考慮し、高層でありヘリコプターの飛行ルートとの距離ができる限り近い地点として、図5.4.1 及び表 5.4.1 に示すとおり選定した。

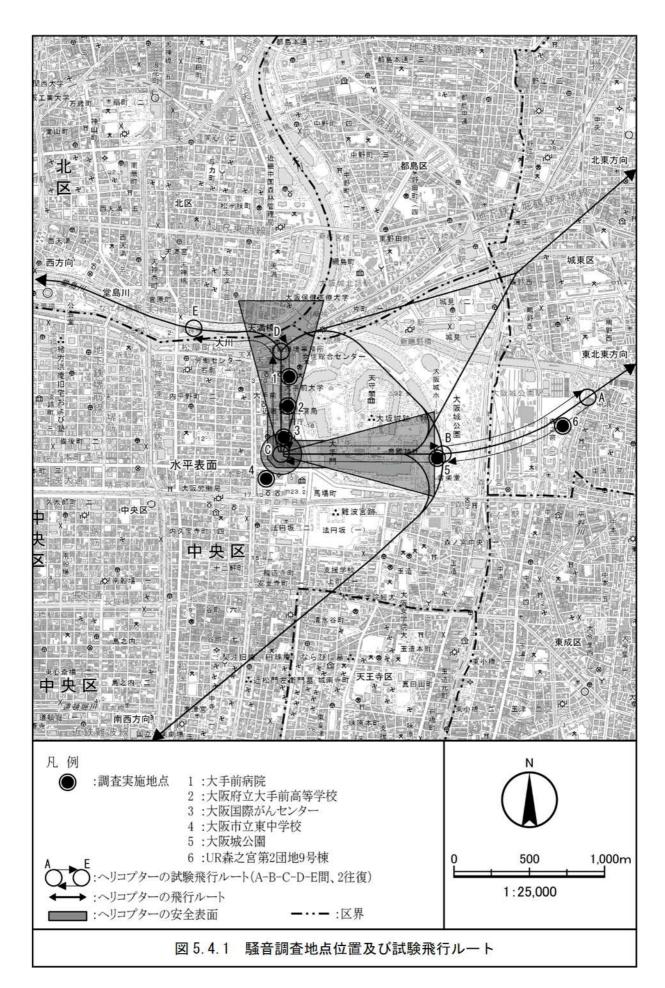


表 5.4.1 騒音調査地点

No.	住所	施設名称等
1	中央区大手前1丁目5番	大手前病院(12階)
2	中央区大手前2丁目1番	大阪府立大手前高等学校(7階)
3	中央区大手前3丁目1番	大阪国際がんセンター(13 階)
4	中央区大手前4丁目1番	大阪市立東中学校(5階)
5	中央区大阪城	大阪城公園
6	城東区森之宮2丁目1番	UR 森之宮第2団地9号棟(25階)

(b) 測定項目

環境騒音の測定項目は、「環境に係る環境基準」(平成 10 年 9 月、環境庁)に定める等価騒音レベルとし、併せて時間率騒音レベルも測定する。

予測のための基礎資料とする試験飛行時の騒音レベルは、計画へリポート供用時の離着陸飛行ルートをヘリコプターで試験飛行させ、その時のピーク値及び単発騒音暴露レベルを測定する。

ヘリコプター騒音は、進入時が最も大きくなるとされていることから、試験飛行ルートを図 5.4.1 に示すとおり次のように設定する。

- a. 計画ヘリポートに東側から進入⇒計画ヘリポート上空でホバリング⇒計画ヘリポート 北側へ出発
- b. 計画ヘリポートに北側から進入⇒計画ヘリポート上空でホバリング⇒計画ヘリポート 東側へ出発

(c) 試験飛行のヘリコプター

予測の基礎資料とする試験飛行に用いるヘリコプターの機種は、計画ヘリポートでの使用を予定している機種の中で、影響が最も大きいと考えられる最大重量機種のアエロスパシアル AS332L1 型を用いる。両機種の主要性能は表 5.4.2 に示すとおりである。

表 5.4.2 試験飛行に用いるヘリコプターの主要性能

型式	AS332L2	AS332L1
発動機	マキラ 1A1×2	マキラ 1A1×2
出力	1,877SHP×2	1,877SHP×2
最大離陸重量	9, 300kg	8,600kg
全幅	16.2m	15.6m
全長	19.5m	18. 7m
全高	4. 92m	4.92m

(d) 調査時期·頻度

調査は平日(12:00〜翌 12:00)及び休日(0:00〜24:00)の2回実施し、ヘリコプターの試験飛行は、その内の休日昼間に実施する。

試験飛行は、上記の北側進入、東側進入を各2回(計4回)実施する。

(e) 調查方法

環境騒音の測定は、「騒音に係る環境基準」(平成 10 年 9 月、環境庁)、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省)及び日本工業規格 Z 8731 に定める環境騒音の表示・測定方法に従い実施する。

ヘリコプターの試験飛行時の騒音測定は、「航空機に係る環境基準について」(昭和48年12月27日、環境庁告示第154号)に記載されている方法、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年9月、環大企第342号)に記載されている方法、日本工業規格Z8731に定める環境騒音の表示・測定方法等を採用する。

(2) 予測方法

(a) 予測の概要

予測項目は、時間帯補正等価騒音レベル (Lden) とする。

予測対象地域は、計画ヘリポートの周辺地域及び進入・出発のための飛行ルート近傍とする(図 5.4.1 参照)。

予測時期は、ヘリポートの供用後とする。

(b) 予測手順

ヘリコプターの運航に伴う騒音の予測手順は**図 5.4.2** に示すとおりであり、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成 2 年 9 月、環大企第 342 号)による時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})により評価を行う。

時間帯補正等価騒音レベル(Lden)は、以下に示す計算式を用いて求める。

$$L_{den} = 10\log_{10} \frac{\sum 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum 10^{\frac{L_{AE,ei}+5}{10}} + \sum 10^{\frac{L_{AE,ni}+10}{10}}}{T/T_0}$$

i : 各時間帯で観測標本の i 番目

 $L_{AE,di}$: $7:00\sim19:00$ の時間帯における i 番目の L_{AE} $L_{AE,ei}$: $19:00\sim22:00$ の時間帯における i 番目の L_{AE} $L_{AE,ni}$: $22:00\sim7:00$ の時間帯における i 番目の L_{AE}

T0: 規準化時間 (1 秒)T: 観測時間 (86, 400 秒)

$$L_{AE} = 10\log_{10}\left(\frac{1}{T_0}\int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt\right)$$

 $P_A(t)$: A 特性音圧

P₀ : 基準音圧 (20 μ Pa)

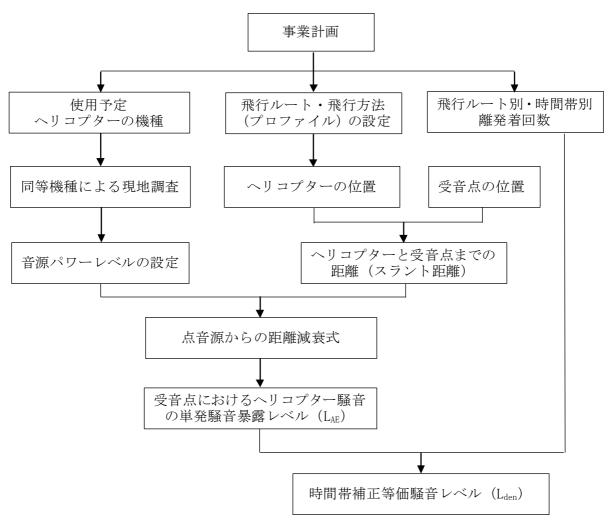


図 5.4.2 ヘリコプターの運航に伴う騒音の予測手順

(3) 評価の考え方

環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること、「小 規模飛行場環境保全暫定指針」を満足することを基本として環境保全目標を設定する。

5.4.2 低周波音

(1) 調査

調査は本事業の事業計画地周辺の状況を把握するため、大阪市及び大阪府の既存測定 資料の収集・整理を行うとともに、低周波音の現地調査を実施する。併せて、ヘリコプ ターの低周波音の予測を行うための基礎資料を収集することを目的として、事業計画地 上空でヘリコプターの試験飛行を行い、飛行時の低周波音の現地調査を行う。現地調査 の計画は以下のとおりである。

(a) 調查地点

調査地点は騒音と同じとし、図5.4.1に示す6地点とする。

(b) 測定項目

一般環境中の低周波音の測定項目は、1/3 オクターブバンド周波数別音圧レベル及び G 特性音圧レベルのパワー平均値とする。

予測のための基礎資料とする試験飛行時のヘリコプターの低周波音の測定項目は、1/3 オクターブバンド周波数別音圧レベル及び G 特性音圧レベルのピーク値とする。

(c) 試験飛行のヘリコプター

予測の基礎資料とする試験飛行に用いるヘリコプターの機種は、計画ヘリポートでの使用を予定している機種の中で、影響が最も大きいと考えられる最大重量機種のアエロスパシアル AS332L1 型を用いる。両機種の主要性能は表 5.4.2 に示すとおりである。

(d) 調査時期・頻度

調査時期・頻度は騒音と同じとし、同時に測定する。

(e) 調查方法

低周波音の調査は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)及び「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月、環境省)に定められた方法に則り行うものとする。

(2) 予測方法

(a) 予測の概要

予測項目は、音圧レベルの最大値(L_{max})及びG 特性音圧レベルの最大値(L_{Gmax})とする。

予測対象地域は、計画ヘリポートの周辺地域及び進入・出発のための飛行ルート近傍とする(図 5.4.1 参照)。

予測時期は、騒音と同じ供用後とする。

(b) 予測手順

ヘリコプターの運航に伴う低周波音の予測手順は**図 5.4.3** に示すとおりであり、以下に示す距離減衰式を用いて予測を行う。

飛行時: $LL = LPL - 10\log_{10}(4\pi r^2)$ 待機時: $LL = LPL - 10\log_{10}(2\pi r^2)$

ここで、LL:予測地点における低周波音の音圧レベル(デシベル)

LPL :発生源の低周波音の発生源パワーレベル (デシベル)

r :発生源と予測地点間の距離 (m)

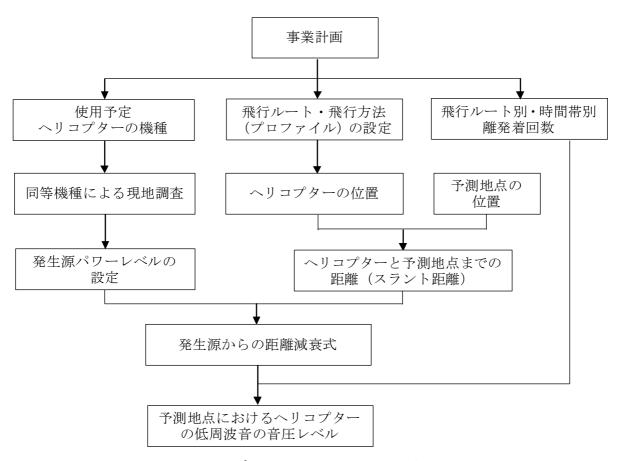


図 5.4.3 ヘリコプターの運航に伴う低周波音の予測手順

(3) 評価の考え方

環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること、大阪 市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこととする。

第6章 対象事業の実施にあたっての環境の保全及び創造の考え方

本事業は、大阪第6地方合同庁舎(仮称)の庁舎屋上に新たにヘリポートを設置する ものであり、環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示 すとおりである。

6.1 工事計画

環境の保全及び創造のための措置として建設機械の稼働や工事用関連車両が周辺環境 に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

6.2 交通計画

計画へリポートの運用目的は自然災害時等の調査及び情報収集活動を主としており、これに伴う新たな交通はほとんど発生しない。

6.3 緑化計画

計画へリポートは大阪第6地方合同庁舎(仮称)の庁舎屋上に設置するため、緑地は 設置しない。

6.4 廃棄物に関する計画

施設の供用時・建設工事中共に、本事業から発生する廃棄物を最小限に抑えることで、 可能な限り発生量の抑制・再利用に努める。

6.5 環境保全計画

ヘリポートの運航時間は原則として日出から日没までとするほか、ヘリコプターの停留時間の短縮に努めるなど、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

6.6 大阪市環境基本計画の推進

本事業の実施にあたっては、大阪市環境基本計画に定められた5つの戦略である「地域、市民、事業者との連携強化」、「経済、社会、環境の統合的な向上」、「持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」、「国際展開の強化」、「持続可能で効果的な行政運営」に配慮し、前述の環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置を行うことで、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた計画の推進に努める。

第7章 特定届出の種類

本事業を実施するに際し、必要な特定届出は表 7.1.1 のとおりである。

表 7.1.1 特定届出の種類

根拠法令	内 容
航空法第 38 条第 1 項	空港等又は政令で定める航空保安施設を 設置しようとするときは、国土交通大臣 の許可を受けなければならない